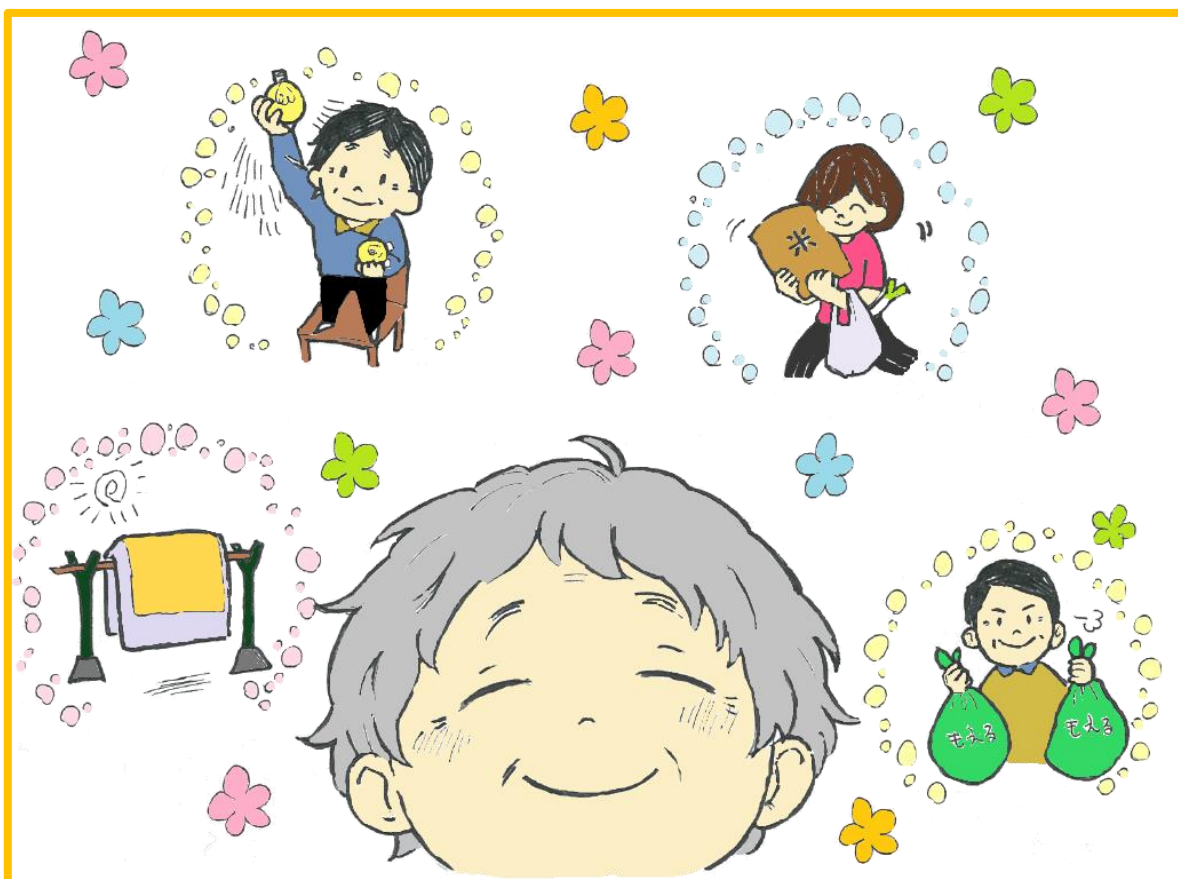


介護予防・日常生活支援総合事業

地域支え合い活動 補助金制度の手引き

【地域支え合い訪問介護】



令和3年4月 発行

令和6年12月 改定

周南市 地域福祉課

包括ケア・地域保健担当

目次

概要

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 1 介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・・・・・・P 2
- 2 補助の目的・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動 B）活動内容・・・P 3
- 4 補助対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 5 補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 6 補助対象経費及び活動・・・・・・・・P 4、5
- 7 補助金交付までの流れ・・・・・・・・P 6、7
- 8 Q & A・・・・・・・・P 7～10
- 9 連絡先・・・・・・・・P 10、11

別紙資料

- 基本チェックリスト・・・・・・・・別紙 1
- 同意書・・・・・・・・別紙 2
- 活動計画書記入例・・・・・・・・別紙 3
- 実績報告書記入例・・・・・・・・別紙 4
- 継続利用要介護者について・・・・・・・・別紙 5

はじめに

周南市では、地域共生社会の実現に向けて住民の主体的な助け合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していけるように様々な地域支援に取り組んでいます。

「地域支え合い訪問介護」の補助金は、**事業対象者、要支援者または継続利用要介護者**（以下、要支援者等※という）が**自立した日常生活を送るために実施する助け合い活動に対し、経費の一部を補助するものです。**

本手引き書は、「地域支え合い訪問介護」の補助金制度について詳しい内容や手続きの流れなどを示したものです。ぜひ、ご活用ください。

※要支援者等とは・・・

【事業対象者】

基本チェックリスト（別紙1）に該当し、事業対象者としての判定を受けた方

【要支援者】

要介護認定の結果、要支援者1、2の認定を受けた方

【継続利用要介護者】※令和7年4月～

「地域支え合い訪問介護」を利用していた事業対象者及び要支援者が、要介護認定（要介護1～5）を受けた後も、引き続き「地域支え合い訪問介護」を利用する場合（詳しくは、別紙5を参照）

👉 事業対象者、要支援者は**少しの手助けがあれば安心して生活することが可能です。**

高齢者の状態のイメージ

要支援者等（補助対象者）

継続利用要介護者

①自立

（自分でできる）

- 人と交流をする
- しっかり食べられる
- 持病はあるが、通院や服薬に困らない

状態像（あくまでイメージです）

②フレイル（虚弱）

（自分で何とかできるが、生活援助があれば暮らしやす）

- 足腰が弱くなってきた
- 交流や活動が減った
- 意欲や気力が低下してきた
- 食事が減り、体重が減ってきた
- 掃除や買い物などやりにくいことが出てきた

事業対象者

③要支援状態

（生活援助があればくらしが維持できる）

- 立ち上がりや歩行に支えが必要
- 買い物に行けない、重たいものが持てない
- ゴミ出しに困る
- 室内外の掃除がしにくい
- 調理が難しい
- 通院や服薬管理が難しい

要支援1・2

④要介護状態

（介護が必要）

- 立ち上がりが自分でできない
- トイレや入浴、衣服の着脱などに、一部または全介助が必要
- 多くの問題行動や、理解の低下が見られることがある
- 立ち上がりや歩行が不安定で一部介助が必要
- トイレや入浴に一部介助が必要
- 問題行動や理解の低下が見られることがある

要介護1

要介護2～5



1 介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、事業対象者や要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

高齢者人口の増加による介護保険給付費の増加や介護人材の不足が懸念されている中、周南市ではこの事業を平成29年4月1日から開始しました。

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「サービス・活動事業」（介護保険法に基づく第1号事業）と、全ての第1号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。「地域支え合い訪問介護」は、サービス・活動事業の訪問型サービス・活動Bに位置付けられます。

	サービス名 / 内容	サービス提供者	利用者負担のめやす
訪問型サービス・活動	総合事業訪問介護 食事・入浴の介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活支援を行います。	訪問介護員 (ホームヘルパー)	(負担割合が1割の場合) 週1回程度利用 1,200円/月 週2回程度利用 2,398円/月 週2回超利用 3,805円/月
	自立支援訪問介護(訪問型サービス・活動A) 掃除、洗濯などの生活支援を行います。(身体介護なし)	一定の研修修了者	(負担割合が1割の場合) 1回あたり1時間まで130円 ※初回のみプラス300円
	地域支え合い訪問介護(訪問型サービス・活動B) 地域の支え合いにより、買い物代行やゴミ出しなどの生活支援を行います。	地縁組織/ ボランティア グループ等	1回あたり 100円～500円程度 ※提供団体によって異なる
	地域支え合い移動支援(訪問型サービス・活動D) 地域の支え合いにより、サロンや通いの場までの、移動支援を行います。	非営利法人/ 地縁組織/ ボランティア グループ等	無料
通所型サービス・活動	総合事業通所介護 通所介護施設（デイサービスセンター）で、自立を目的とし、食事・入浴などの身体介助を含んだ支援を行います。	通所介護施設 の従事者	(負担割合が1割の場合) 週1回程度利用 1,835円/月 週2回程度利用 3,671円/月
	自立支援通所介護(通所型サービス・活動A) 通所介護施設等で、閉じこもり予防や自立に向けた支援を行います。(身体介護、入浴なし)	通所介護施設 の従事者	(負担割合が1割の場合) 1回250円
	地域支え合い通所介護(通所型サービス・活動B) 公共施設（市民センター等）で、レクリエーションや運動など、介護予防を目的にした自主的な活動を行います。	地縁組織/ ボランティア グループ等	1回あたり 100円～500円程度 ※提供団体によって異なる
	短期集中通所介護(通所型サービス・活動C) 病院や老人保健施設等での、3カ月間の集中的なプログラム（動機づけ面談/運動の指導等）により、終了後の身体活動や社会参加を促進し、生活機能の向上を目指します。	リハビリ専門職 等	無料

2 補助の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく自立した生活を送れるようにするため、地域住民やボランティアグループが主体の自主活動として行う生活援助のサービスを提供する団体に対して、補助金を交付することにより、**住民主体によるサービス提供体制の構築を推進**します。



3

地域支え合い訪問介護(訪問型サービス・活動 B)活動内容

地域住民やボランティアグループが主体となり、支援が必要な要支援者等の生活必需品の買い物、ゴミ出し、電球交換などの生活援助を行います。

また、**生活援助と移動支援を一体的に実施**(例：車で一緒に買い物に行く)した場合でも、補助対象活動となります。【詳しくは、Q&A (P9、10) を参照】



4

補助対象団体

- ☒ 地縁組織 例) 自治会、町内会、地区社協、老人クラブなど
- ☒ ボランティアグループ
- ☒ 特定非営利活動法人
- ☒ その他市長が適当と認める団体

上記の団体のうち、①と②の条件がすべて当てはまる団体が補助金の交付対象です。

①要支援者等に対しサービスを提供する団体

②協議体※、地域包括支援センター※、社会福祉協議会その他の多様な組織と連携する団体

👉 注意事項

- ・他の事業で補助を受けている場合、「地域支え合い訪問介護」の活動(補助内容)と重複していないか確認してください。
- ・活動団体の人数は3人以上が望ましいです。

Q：なぜ多様な組織との連携が必要？

A：活動のPR、利用者の把握、対応が難しい場合の協力体制等、活動をスムーズに行うために連携は不可欠です。

※協議体とは・・・

互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、地区のフレイルや要支援状態にある高齢者の困りごとを把握し、介護予防、生活支援、社会参加を促す助け合い活動を創出充実させていく話し合いの場です。

※地域包括支援センターとは・・・

高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの調整等、さまざまな支援を行います。
地域包括支援センターは地域の高齢者の困りごとを多く把握しています。日頃から連携することで、活動に繋がりがやすくなります。
連絡先等はP10をご覧ください。

5 補助対象者

- ① 事業対象者
- ② 要支援者 1、要支援者 2 の認定を受けた方
- ③ 「地域支え合い訪問介護」を利用していた①・②の方が、要介護認定を受けた後も、引き続き「地域支え合い訪問介護」を利用する場合（継続利用要介護者）
- ④ 上記①～③のうち、自立支援の観点から、地域包括支援センターまたはケアマネジャーが支援が必要と認めた人に限る。

👉 注意事項

- ・利用者には、補助対象者が確認するため、サービス利用時に「介護保険被保険証」を提示してもらってください。同時に、要支援認定等の情報確認のための同意書（別紙 2）の記入をお願いしてください。
- ・上記③の継続利用要介護者を受け入れる場合、【別紙 5】を必ず確認してください。

6 補助対象経費及び活動



◆補助対象経費及び補助金額

対象経費		内容	補助金額
運営費	消耗品費	居室掃除のための掃除用具購入費、調理に使用するための調理道具 など ※弁当やお茶等の <u>飲食費は対象外</u>	<u>年間</u> 上限 3 万円
	印刷費	チラシ印刷代・コピー代 など	
	通信運搬費	郵便料 など	
	活動保険料	ボランティア保険の保険料 など	
調査・調整費	生活援助	要支援者等が初めてサービスを利用する場合や新たな依頼をした場合に、 活動場所の状況や作業内容、利用日程等の確認をするため 、活動者が利用者の家に訪問した場合。 ※補助対象活動かは問わない	<u>初回</u> 300 円 (活動 1 件あたり)
	移動支援	生活援助と移動支援を一体的に実施する際、要支援者等に対する補助対象活動で送迎を行った場合。(日時等の確認調整費)	300 円 (活動 1 件・ 1 人あたり)
活動費		要支援者等に対して、 補助対象活動 を行った場合。	30 分以内 : 350 円 1 時間未満 : 700 円

◆補助対象活動について

補助対象活動は、基本的に、下記表にある**7つの活動**です。
生活に不可欠な生活援助に限定しており、その他の活動は補助対象外ですが、**団体の活動を制限するものではありません。**



	内 容
○補助対象活動	生活に不可欠な7つの活動（限定） ①生活必需品の買い物（代行含む） ②ゴミ出し ③日頃、利用者が使用している居室・トイレ・浴槽等の掃除 ④調理 ⑤洗濯 ⑥物干し ⑦薬の受け取り(処方箋のあるもの)
×補助対象外活動	例) 草取り/屋外の掃除/話し相手/家具や電気機器の移動/ ガラス磨き 等

◆補助対象経費の範囲図

	サービス利用者（65歳以上の高齢者）	
	要支援者等	その他の利用者 元気な方/障害をお持ちの方 など
運営費 (補助対象活動かは問わない)	補助対象	補助対象
調査・調整費 (補助対象活動かは問わない)	補助対象	補助対象
活動費 (補助対象活動のみ)	補助対象	補助対象

◆利用料につて

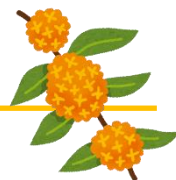
利用料は、各団体で設定してください。基本的に自由に設定していただいて構いませんが、補助対象活動の利用料については、**100～200 円程度**とすることが望ましいです。

本事業は、要支援者等の自立した日常生活を支援するものです。ちょっとした困りごとの手助けをすることで、要支援者等に安心して暮らしていただくことが目的です。

利用しやすい金額設定をすることで、このサービスが要支援者等の生活の一部となることが期待できます。

なお、生活援助と移動支援を一体的に実施する場合、生活援助分の料金については、生活援助単独で実施する場合と同一料金としてください。移動支援に関する料金(運賃)は徴収不可です。ただし、実費(燃料費等)については、利用者から徴収または市に運営費として請求することができます。

7 補助金交付までの流れ



◆団体登録～支払いまで

事前相談

- ・まずはご相談ください。補助金が交付できる活動や手続きの流れについて説明します。団体登録をする前に疑問を解消し、手続きに進みましょう。

申請

- ・【団体→市】団体登録申請書を提出。添付書類として、活動計画書（別紙3）も必要です。

審査・決定

- ・【市→団体】提出された書類を受理・審査し、団体登録決定（却下）通知書を送付。

オリエンテーション・情報交換会

- ・【市⇄団体】市主催のオリエンテーション・情報交換会に参加。
内容・・・ルールや手順の再確認、活動計画書の確認や活動報告、地域包括支援センターや地域福祉コーディネーターとの関係づくり 等
※初年度は、主にルールや手順について説明し、2年目以降は、活動計画書（別紙3）等を用いた年間の予定の確認や情報交換を行います。（年1回程度実施予定）

活動実施

- ・【団体】実際に高齢者の暮らしを支援する活動を実施！
※活動時は、利用者名、調査・調整、活動内容、要支援者等を記録して実績報告ができる準備をしてください。利用者には、同意書（別紙2）を忘れずに記入してもらいましょう。広報活動も行い、暮らしにくさを感じている人が利用できるように周知していきましょう。

実績報告・補助金交付決定

👉 P8 Q&A⑥～⑭も併せて参照

- ・【団体→市】補助金交付に必要な以下の書類を市に提出。
☒ 相手方登録申請書（初回のみ） ☒ 補助金交付申請書 ☒ 同意書（別紙2）
☒ 活動に使用した物品等の購入を証明するもの ☒ 実績報告書（別紙4）
※提出時期の指定は特にありません。月1回～年1回の範囲で、提出してください。
（年度をまたいでの請求はできませんので、毎年3月末はご注意ください。）
- ・【市→団体】提出された書類を受理・審査し、交付決定通知書を送付。
金額の修正を行う場合があります

請求・支払

- ・【団体→市】補助金交付請求書を提出。
- ・【市→団体】補助金を支払。振り込みのご確認をお願いします。

◆提出書類一覧

	書類	様式番号	記載例	備考
申請時	団体登録申請書	別記様式第 1 号		初回のみ提出
	活動計画書		別紙 3	
	相手方登録申請書			
実績報告時	補助金交付申請書	別記様式第 3 号		
	活動に使用した物品の購入を証明するもの			レシートや領収書など ※P8 Q12 参照
	実績報告書		別紙 4	団体作成の様式の 使用も可能 ※P8 Q13 参照
	同意書		別紙 2	記入は 要支援者等に該当すると思われる方 に 対して行う。 初回のみ提出
請求時	補助金交付請求書	別記様式第 5 号		

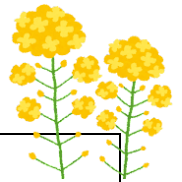
8 Q & A



◆補助要件に関すること

Q.1	活動者の人数は何人必要ですか？	3人以上の活動者が望ましいです。 より多くの利用者を受け入れられる態勢を整えていただくことや、特技や強みを持った方が活動に参加することで、多様なサービスの提供に繋げることが目的です。
Q.2	なぜ補助対象活動が決まっているのですか？	本事業は、要支援者等が安心して暮らせることが目的となっているため、補助金対象を生活に不可欠と思われる活動に限定しています。 <u>団体の活動を制限するものではありません。</u>
Q.3	「夢プラン」で補助を受けている場合でも、本事業の補助を受けることは可能ですか？	夢プランとの併用は、補助内容が重複していなければ可能です。その他の事業で補助金を受けている場合にはご相談ください。
Q.4	要介護者は補助対象外になるのですか？	要介護認定（要介護 1～5）を受ける前に本事業を利用していただ方で、引き続き「地域支え合い訪問介護」を利用する方は補助対象となります。 ※状態によっては、専門職の介入が望ましいこともあります。支援をお断りしたり、担当ケアマネジャーに相談したりする等の対応をお願いします。
Q.5	一般高齢者や 65 歳未満の方の利用は？	支援をするかどうかは団体の自由です。 補助金については、市で規定している補助対象者ではない場合、支給されません。

◆補助金申請・実績報告に関すること



Q.6	同一日に同じ利用者に対して複数回の支援を行った場合、合算して請求できますか？	補助対象活動であれば、合算できます。 例) 朝：ゴミ出し（10分）夕：調理（30分） →合算して40分（30分以上1時間未満の活動）なので、700円の請求 ※60分以上支援した場合でも、補助金額は最大700円です。
Q.7	1人に対する支援に回数制限（1週間に2回まで等）はありますか？	ありません。 ただし、新しく利用検討する際は、担当ケアマネジャーに適切な回数・支援内容等についてご相談ください。
Q.8	調査・調整で利用者を訪問した際、要支援者等にあてはまるが、活動内容が補助対象外だった場合、調査調整費を請求できますか？	請求できます。 要支援者等にあてはまる場合は、活動場所の状況を知る必要があり、支援するうえで重要な調査となるので、補助金交付を行っています。
Q.9	「受診の付き添い」は補助対象になりますか。	補助対象活動は、生活に不可欠な7つの活動に限定しているため、 <u>補助対象外活動</u> です。
Q.10	補助金はいつまでに請求すればよいですか？	特に期日は設けていませんが、 <u>年度をまたいでの請求はできないのでご注意ください</u> 。年度末（3月末）は必ず請求をお願いします。 また、請求期間を遡って追加での申請は受け付けていませので、請求時には漏れのないようご注意ください。
Q.11	補助金の支払い方法は？	銀行口座への振り込みによりお支払いします。 そのため、代表者個人または団体名義の銀行口座が必要です。
Q.12	物品の購入時に、領収書をもらう必要はありますか？レシートでは運営費の請求は不可能ですか？	領収書とレシートどちらでも請求できますが、活動に使用した物品の購入だと分かるようにしてください。
Q.13	実績報告書は団体で使用している様式が使用できますか？	必要な項目が記入されているものであれば団体で作成された様式の使用は可能です。 【必要な項目】利用者名／生年月日／活動内容／活動日／活動時間／調査調整の有無
Q.14	要支援者等に該当すると認識して支援し、実績報告をした利用者が、実際には要支援者等に該当していなかった場合の対応は？	要支援者等に非該当の方が実績としてあがっていた場合には、 <u>市がその旨をお知らせします</u> 。 利用料などに誤差が生じた場合には、返金や徴収など、適切な判断をお願いします。 聞き取りの際に「 <u>介護保険被保険証</u> 」の提示を求めることで、要支援者等に該当するかの確認が <u>確実に</u> 行うことができます。

◆運用上の対応に関すること

Q.15	団体の代表者が交代する場合、どのような手続きが必要ですか？	特に書類の提出はありませんが、連絡先等の把握のため、地域福祉課までご連絡をお願いします。振込先を変更する際は、相手方登録申請書の再提出が必要です。
Q.16	要支援者等の利用が少ないのですが、どのようにしたら利用が増えるでしょうか？	<u>地域包括支援センターや協議体等と連携し、活動のPR等の広報活動を行うことで、利用に繋げていきましょう。</u>
Q.17	利用料を徴収する場合、領収書はあった方がいいですか？	必須ではありませんが、領収書を準備することでトラブル回避に繋がります。
Q.18	万が一、事故が起きてしまった場合はどのように対応すべきですか？	事前にボランティア保険等に参加しておくことをお勧めします。万が一トラブルが起こった際には、 <u>すみやかに保険会社に連絡してください。</u> また、 <u>市にもトラブルの詳細の報告をお願いします。</u> また、対応方法について事前に協議することで、事故を未然に防ぐことができます。
Q.19	買い物代行等のお金を預かる支援をする際、注意することはありますか？	トラブルを未然に防ぐために、利用者から預かった金額を「預かり証」に明記し、精算後にその場で利用者に押印していただく方法など、 <u>金銭のやり取りをお互いが確認できる仕組みづくりを行うことが望ましいです。</u>
Q.20	最近、気にかかる高齢者がいる場合、誰に相談すべきですか？ 例) 要支援者等に該当しないが生活支援が必要と思われる/一気に衰えたように感じる 等	<u>地域包括支援センターへ相談をしてください。</u> 地域包括支援センターは、現状を把握し、地域での高齢者の暮らしをサポートするための機関です。積極的に連携していきましょう！ 【各地域包括支援センター連絡先：P10】

◆生活支援と移動支援の一体的実施に関すること



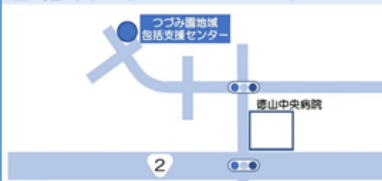
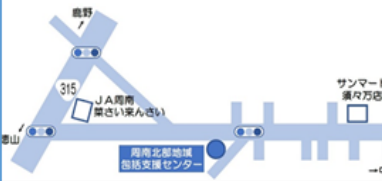
Q.21	一体的に実施するとは？ 生活援助のみの時と何が違いますか？	要支援者等に対して、 <u>車を使って買い物や薬の受け取りに同行する・付き添う等の生活援助と移動支援を一体的に行うことです。</u> 補助金では、生活援助に関するものに加えて、 <u>移動支援に関する調整費として「調査・調整費（1回 300円）」を請求することができます。</u>
------	----------------------------------	---

Q.22	利用料金の設定を変えてもいいのでしょうか？	一体的に実施する場合、移動支援に関する料金（運賃）は受け取り不可です。車での送迎は無償になるので、送迎の有無で生活援助の利用料金を変えすることはできません。 ただし、移動支援に係る実費（燃料費、移動サービスの保険料、車両レンタル料、駐車場代等）については、利用者から徴収または市に運営費（年間3万円）として請求することができます。 ※生活援助に対する料金は、移動時間もカウント可
Q.23	移動支援だけ行った場合は請求できないのでしょうか？	生活援助と一体的に実施（同行・付添）する場合のみ請求可能で、移動支援のみ行う場合は請求できません。（道路運送法において、許可または登録が必要になります） 高齢者の居場所に係る移動支援を行う場合、「地域支えあい移動支援」補助金で対応可能な場合があります。【詳しくは、地域福祉課まで！】

9 連絡先

◆地域包括支援センター

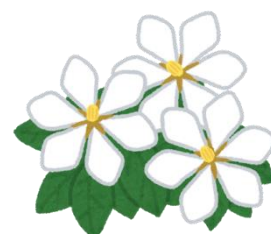
地域にある高齢者の総合相談窓口です。
 保健や福祉の専門職が高齢者についての多様な相談に応じます。
 周南市内には5ヶ所の地域包括支援センターが設置されており、お住まいのご住所により、担当の地域包括支援センターが決まっています。

周南東部地域包括支援センター 担当地区：久米・櫛浜・鼓南・熊毛 連絡先：0834-29-1155 	つづみ園地域包括支援センター 担当地区：周陽・桜木・秋月・岐山・大津島 連絡先：0834-28-7705 	徳山医師会地域包括支援センター 担当地区：遠石・関門・中央・今宿 連絡先：0834-32-9035 
周南西部地域包括支援センター 担当地区：富田・菊川・和田・福川・湯野・戸田・夜市 連絡先：0834-62-6301 	周南北部地域包括支援センター 担当地区：須々万・長穂・向道・中須・須金・鹿野 連絡先：0834-87-2000 	※認知症地域支援推進員 相談支援の体制づくりや医療・介護サービス等の連携支援を行っています 

◆周南市役所

担当課・係	相談内容	連絡先
地域福祉課 包括ケア・地域保健担当	総合事業に関すること・補助金について	0834-22-8462
地域福祉課 もやいネットセンター	福祉・生活に関する困りごとについて	0834-22-8200
高齢者支援課 介護給付・保険料担当	介護や住まい等に関すること	0834-22-8467

MEMO



基本チェックリスト

実施日：令和 年 月 日（ ）

フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
名 前		電話番号	
住 所			

項目	No.	基本チェックリスト(質問項目)	回答(どちらかに○)		判定		
生活機能全般	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	★ いいえ	★の数 個 3個以上	No.1～20	
	2	日用品の買物をしていますか	はい	★ いいえ			
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	★ いいえ			
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	★ いいえ			
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	★ いいえ			
運動器	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	★ いいえ			★の数 個 10個以上
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	★ いいえ			
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	★ いいえ			
	9	この1年間に転んだことがありますか	★ はい	いいえ			
	10	転倒に対する不安は大きいですか	★ はい	いいえ			
栄養	11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	★ はい	いいえ	★の数 個 2個		
	12	BMIが18.5未満ですか 【BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)】 ※例：身長150cmの方は、1.5mで計算します。	★ はい	いいえ			
口腔	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	★ はい	いいえ	★の数 個 2個以上		
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	★ はい	いいえ			
	15	口の渇きが気になりますか	★ はい	いいえ			
閉じこもり	16	週に1回以上は、外出していますか	はい	★ いいえ	★の数 個 1個		
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	★ はい	いいえ			
もの忘れ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	★ はい	いいえ	★の数 個 1個以上		
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	★ いいえ			
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	★ はい	いいえ			
気分の状態	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	★ はい	いいえ	★の数 個 2個以上		
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	★ はい	いいえ			
	23	(ここ2週間)以前は、楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	★ はい	いいえ			
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	★ はい	いいえ			
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	★ はい	いいえ			

要支援認定等の情報確認の同意について

当活動は、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスとして市から補助を受けて運営しています。この補助の手続き時に、利用者が要支援等の認定を受けていることを示す必要があります。つきましては、あなたの要支援認定等の状況を市が確認し、市が当活動団体の運営者に伝えることに同意していただくようにお願いします。

同意書

周南市長 藤井 律子 様

介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体のサービスを受けるにあたり、私の要支援認定等の状況を市が確認し、当活動団体の運営者に伝えることを同意します。

年 月 日

団体名

住所

生年月日 年 月 日

氏名（自署）

<記入例>活動計画書(地域支え合い訪問介護運営補助金)

活動計画書は、団体登録申請書と一緒に提出してください。審査の参考とさせていただきます。

【訪問型サービスB】活動計画書（地域支え合い訪問介護）

記入日 令和〇年 5月10日

団体名		周南お助け隊		活動開始時期		令和〇年5月～		
活動者	人数	5人						
	代表者	氏名：周南 太郎			電話：(0834)〇〇〇〇			
	連絡者	氏名：周南 太郎			電話：(0834)〇〇〇〇			
活動対象地区		周南市〇〇地区						
活動可能な 時間・曜日		月	火	水	木	金	土	日
		○	○	○	○	○		
		時間帯等						
		【 10時 00分 ～ 16時 00分 】 その他【 ゴミ出しの場合は早朝からの活動も可能 】						
お手伝い内容（複数該当可）								
★補助対象内容								
☒ 生活必需品の買い物 ☒ ゴミ出し ☒ 居室の掃除 ☐ 調理 ☒ 薬の受け取り（処方箋のあるもの） ☒ 洗濯 ☐ 物干し ☐ その他 【 】								
補助対象となる活動は、基本的にこれら7つの活動となり、「その他」の項目に追加された場合にはご相談ください。								
利用料徴収		☒ あり 要支援者等※に対する利用料【 100 円】 一般利用料金【 500 円】 ☐ なし						
★補助対象外内容		団体の活動費。						
サービス利用時、利用者に介護保険被保険証の提示をもらうことで、要支援者等に該当するかどうかの確認ができます。								
金額設定は各団体で行われます。要支援者等に対する支援予防や自立支援の観点から、〇〇円程度であることが望ましいです。								
草取り、家具や電気機器等の移動、話し相手、書類の代筆								
利用料徴収		☒ あり 【 500 円】 ☐ なし						
備考								
〇〇市民センターを通して受付を行う。								

※要支援者等とは、要支援者、事業対象者又は継続利用要介護者を指す。

備考欄はご自由に活用してください。

<記入例>

受付方法／実施方法／団体の詳細について／過去の活動の経歴について／取得している資格について／特に力を入れたい活動について等

＜記入例＞実績報告書（地域支え合い訪問介護）

実績報告書は補助金請求の都度、提出してください。団体独自の様式の使用も可能ですので、その際はご相談ください。

提出日や実施期間の指定は特にありません。
実施期間は、実績報告書に記録している活動の、初日と最終日を記入してください。

【団体用】実績報告書（地域支え合い訪問介護）

団体名： 周南お助け隊

実施期間： R〇年6月1日～ R〇年8月1日
(1枚中 1枚目)

★の項目：支援2回目以降は記載不要

利用者名	★ 生年月日	★ 住所	★ 該当区分	活動日	調査 調整 (1回300円)	支援活動		活動内容
						30分 (350円)	60分	
〇〇 〇〇	S0.0.0	周南市〇〇	☒ 要支援 ☐ 事業対象 ☐ 不明	R1〇/6/1	〇			居至掃除の下見 活動日は6/10を予定
〇〇 〇〇			☐ 要支援 ☐ 事業対象 ☐ 不明	R〇/6/10		〇		居室掃除
□□ □□	S0.0.0	周南市□□	☐ 要支援 ☒ 事業対象 ☐ 不明	R〇/7/10	〇			買い物代行についての聞き取り 活動日は8/1を予定
□□ □□			☐ 要支援 ☐ 事業対象 ☐ 不明	R〇/8/1			〇	買い物代行
			☐ 要支援 ☐ 事業対象					
			☐ 要支援 ☐ 事業対象					

大まかな活動内容について記入してください。

該当する欄に〇を記入してください。
同日に60分以上支援した場合でも補助金額は700円です。
1人に対し複数人で支援を行っても、助成額は変わりません。

実績報告書には、補助対象者と思われる方についてののみ記録します。
該当区分については市が調べます。
個人情報を取り扱う上で、同意書が重要となりますので、忘れずに記入してもらいましょう。

※運営費に関する支出がある場合、領収書の写しも添付し、提出してください。上限設定がありますので、ご注意ください。

～継続利用要介護者について～

◆継続利用要介護者とは

総合事業は、これまで、要支援者 1、2・事業対象者の方が対象とされており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業サービスが利用できなくなりました。

そこで、本人の希望を踏まえ、地域とのつながりを継続することを目的に、一部のサービスについて対象者の「弾力化」を行うこととし、要介護認定を受けても、引き続き総合事業サービスを使えることが出来るようになりました。

周南市では、令和 7 年 4 月から「弾力化」を行うこととし、みなさんが実施されている「地域支え合い訪問介護」についても、要介護認定を受けた方でも、「継続利用要介護者」として、引き続き、サービスの利用が可能となります。

留意点

- ・要介護認定者を受け入れるかは、**団体の自由**です。
要介護認定者を受け入れる場合でも、具体的な利用の可否については、その都度決定していただいて構いません。
- ・要介護認定者になると、ほとんどの場合、担当ケアマネジャーが地域包括支援センター職員から**居宅介護支援事業所のケアマネジャー**に変更となります。

◆継続利用要介護者を受け入れる場合の注意点

- ・これまでより一層、市/地域包括支援センター/居宅介護支援事業所/地域福祉コーディネーター/地域ケア会議との**連携**を図る必要があります。
- ・サービス実施中に利用者の病状が急変した場合等に対応できるようにするため、次ページの情報シート等を活用しながら**要介護者ごとに緊急時の連絡・相談先を整理**してください。
- ・要介護者が安心して利用を継続するために、認知症サポーター養成講座やボランティア養成講座等の**受講を検討**してください。
- ・要介護者への支援方法に不安がある時は、お気軽に担当ケアマネジャー・地域包括支援センターに**相談**！
- ・事故が発生した場合、その内容を記録し、関係者等に報告してください（継続利用要介護者に限らず、すべての利用者に対しても同様の対応をとる）。

地域支え合い訪問介護 継続利用要介護者情報

(居宅介護支援事業所↔実施団体 共有用)

記入日： 年 月 日

本紙に記載される情報は、ご利用者様が安全に「地域支え合い訪問介護」を利用し続けられるように、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)と地域支え合い訪問介護実施団体との間で共有されますので、ご了承ください。

◆継続利用要介護者の基本情報

氏名		生年月日	
住所		電話番号	

◆継続利用要介護者の状態変化時・長期欠席時・緊急時などの連絡先

【居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)】

事業所名		担当者名	
電話番号 (固定)		電話番号 (携帯)	

【ご家族】 ※住所は、自治体名・町名までで可。複数名必要な場合は適宜追加。

氏名		続柄	
住所			
電話番号 (固定)		電話番号 (携帯)	

【地域包括支援センター(いきいきさぽーと)】

地域包括支援センター	電話番号	
------------	------	--

◆その他特記事項・情報共有すべき事項

※どのような時(状態変化・長期欠席等)にケアマネジャーに連絡するか等を記載

◆地域支え合い訪問介護実施団体 留意事項

※継続利用要介護者に状態変化があったとき及び長期欠席があったときは、要介護者の担当ケアマネジャーに相談する。

※緊急時(ケガ・病気等)には、要介護者の担当ケアマネジャーに連絡するとともに、ご家族へも連絡する。

参考：周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

○周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

令和3年3月9日要綱第18号

周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱(平成30年周南市要綱第33号の11)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を住民主体で取り組む団体に交付する補助金について、周南市補助金等交付規則(平成15年周南市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年周南市要綱第71号の2)に定める事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域支え合い訪問介護(訪問型サービスB)
- (2) 地域支え合い移動支援(訪問型サービスD)
- (3) 地域支え合い通所介護(通所型サービスB)

(補助の対象となる団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、前条に掲げる事業を実施しようとする地縁組織、ボランティアグループ、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に対しサービスを提供する団体
- (2) 協議体、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他の多様な組織と連携する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体
- (2) 周南市暴力団排除条例(平成23年周南市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体
- (3) 補助対象事業に関し、市又は周南市社会福祉協議会から他の補助金等の交付を受けている団体

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(登録申請)

第6条 補助事業を実施しようとする団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業団体登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査の上決定(却下)し、周南市介護予防・日常生活支援総合事業活動団体登録決定(却下)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、周南市介護予防・日常生活支援総合事業費補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付請求をしようとする補助対象団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。